成年後見制度の利用の促進に関する法律案イメージ図

基本理念

成年後見制度の理念の尊重
①ノーマライゼーション
②自己決定権の尊重
③身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

国等の責務

1　国の責務
2　地方公共団体の責務
3　関係者の努力
4　国民の努力
5　関係機関等の相互の連携

基本方針

1　保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
2　成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
3　成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
4　成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
5　任意後見制度の積極的な活用
6　国民に対する周知等

1　地域住民の需要に応じた利用の促進
2　地域において成年後見人等となる人材の確保
3　成年後見等実施機関の活動に対する支援

1　関係機関等における体制の充実強化
2　関係機関等の相互の緊密な連携の確保

法制上の措置等

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置

成年被後見人等の権利制限に係る関係法律の改正その他の基本方針に基づく施策を実施するために必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずる

施策の実施状況の公表（毎年）

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

地方公共団体の措置

市町村の措置
→国の基本計画を踏まえた計画の策定等
→合議制の機関の設置

援助

都道府県の措置
人材の育成
必要な助言

体　　制

成年後見制度利用促進会議

1　組織
会長：内閣総理大臣
委員：内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣等

2　所掌事務
①　基本計画案の作成
②　関係行政機関の調整
③　施策の推進、実施状況の検証・評価等

諮問 →
← 答申

成年後見制度利用促進委員会

・　有識者で組織する。
・　基本計画案の調査審議、施策に関する重要事項の調査審議、内閣総理大臣等への建議等を行う。

この法律の施行後２年以内の政令で定める日に、これらの組織を廃止するとともに、新たに関係行政機関で組織する**成年後見制度利用促進会議**及び有識者で組織する**成年後見制度利用促進専門家会議**を設ける。

その他

この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。